

答申第299号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 質問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年8月29日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和4年における、西和警察署長が職場教養の実施結果を本部長に報告した文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年9月7日、実施機関は、本件開示請求の「令和4年における、西和警察署長が職場教養の実施結果を本部長に報告した文書」に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 職場教養実施結果報告書（12月中）
- イ 職場教養実施結果報告書（第1 四半期分）
- ウ 職場教養実施結果報告書（第2 四半期分）
- エ 職場教養実施結果報告書（第3四半期分）

（2）開示しない部分

- ア （1）のアのうち、決裁欄の印影の一部及びメール送付先係員の姓
- イ （1）のイ、ウ及びエのうち、決裁欄の印影の一部及び起案者の印影
- ウ （1）のイ、ウ及びエのうち、「対象人員」の人数並びに署員及び長期休暇者の人数

（3）開示しない理由

- ア （2）のア
条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

- イ （2）のイ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

ウ (2) のウ

条例第7条第4号に該当

警察署の犯罪捜査の体制に関する情報であって、公にすることにより、不法行為に対する事案対処能力や情報収集能力が明らかになるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

警察署の取締り事務の体制に関する情報であって、公にすることにより、体制の間隙を突いた法令違反行為を助長し、又はその隠蔽を容易にするおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和5年10月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

4 諒問

令和5年11月9日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諒問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示された行政文書は教養対象人員の人数が不開示となっている。開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

審査請求人は令和5年8月25日付けで、西和警察署長が職場教養の実施結果を本部長に報告した文書の開示を奈良県警察本部長に請求した。

令和5年9月7日付けで開示された文書において、条例第7条4号に該当するとして、教養の対象人員の人数が不開示となっている。

教養の対象人員の人数の開示が犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれ

が生じる合理的な根拠はない。人数の開示が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの相当の理由は見いだせない。よって人数の開示が条例第7条4号に該当するとは到底考えられない。

(2) 反論書

ア 条例第7条第4号該当性について

奈良県警察本部長は、教養対象人員の人数は「実働職員数」であることから、これを公にすることにより、警察署における事案対応能力を不法行為を企画する集団等に教示する結果となり、これらの集団等が、事案対応能力の劣る部分を狙って不法行為を敢行するなど、犯罪を誘発するおそれがあると認められると主張している。この主張は現実性が乏しく机上の空論、空想上の話でしかない。

警察署の「実働職員数」を公にすることにより事案対応能力の劣る部分を狙って不法行為を敢行するおそれがあると主張しているが、事案対応能力が劣る部分とはいっていい何を指しているのか意味不明である。

そもそも、署員数及び長期休暇者の人数の開示を求めていないので「実働職員数」を知りえることはできない。各回の職場教養の対象者の範囲（署員全員なのか、警部以下なのか、警部補以下なのか等）について部外者は全く分からぬので、教養の対象人員の人数が「実働職員数」であるとは認識できない。したがつて教養の対象人員の人数の開示が「実働職員数」を公にすることになり、犯罪を誘発するおそれがあると認められるとの主張は合理性に欠けている。

イ 条例第7条第6号該当性について

「実働職員数」は公にすることにより、警察署における取締り体制の強弱が明らかになり、取締り体制の弱い部分を狙った違法行為を助長し、又は誘発するおそれがあると奈良県警察本部長は主張している。実働職員数のファクターだけで取締り体制の強弱が明らかになるとの主張は合理性に欠けている。又、取締り体制の弱い部分とはいっていい何を指しているのか意味不明である。

そもそも、アで述べたとおり、署員数及び長期休暇者の人数の開示を求めていないので、教養の対象人員の人数を開示したとしても部外者は「実働職員数」として認識することはできない。よって、警察署が行う取締りの体制に関する情報であるとの奈良県警察本部長の主張は論理的に成り立たない。

ウ 結語

以上のとおり、教養の対象人員の人数の不開示理由は条例第7条第4号及び条例第7条第6号に該当しないので、開示するよう求める

第4 質問実施機関の説明要旨

質問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定の理由

(1) 警察教養について

警察教養規則（平成12年1月国家公安委員会規則第3号）第2条において、警

察教養は、警察職員一人一人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的とするとの規定がされている。

(2) 職場教養について

奈良県警察教養細則（平成13年9月奈良県警察本部訓令第15号。以下「教養細則」という。）第3条において、警察教養は、警察学校における警察教養（以下「学校教養」という。）及び職場における警察教養（以下「職場教養」という。）のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとするとの規定がされている。

(3) 本件行政文書について

本件行政文書は、教養細則第20条の規定に基づき、毎月の職場教養の実施結果を報告するために実施機関の職員が作成したものである。

(4) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報とする旨規定している。

本件決定において、職場教養実施結果報告書のうち不開示とした「対象人員」の人数（以下「本件不開示情報」という。）は、各月において定例研修及び職務倫理教養の実施の対象となった西和警察署員の人数である（なお、職務倫理教養は、定例研修において実施されていることから、各月のそれぞれの「対象人員」の人数は等しい。）。当該人数は、出産休暇・育児休業取得者や病気休職者等の長期休暇者の人数を警察署の実員数から減じて得られる、実際に警察署内で勤務している「実働職員数」であることから、公にすることにより、警察署における事案対応能力を不法行為を企図する集団等に教示する結果となり、これらの集団等が、事案対応能力の劣る部分を狙って不法行為を敢行するなど、犯罪を誘発するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第4号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

ア　条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、（4）で説明したとおり、実際に警察署内で勤務している「実働職員数」であって、警察署が行う取締りの体制に関する情報であるので、

条例第7条第6号前段に該当する。

イ 条例第7条第6号後段について

実際に警察署内で勤務している「実働職員数」は、公にすることにより、警察署における取締り体制の強弱が明らかになり、取締り体制の弱い部分を狙った違法行為を助長し、又は誘発するおそれがある。

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

2 結語

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当なものであり、原処分維持が適切と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようになるとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件行政文書について

実施機関は、教養細則第3条の規定に基づき、学校教養及び職場教養のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施している。

本件行政文書は、毎月の職場教養の実施結果を四半期ごとに取りまとめ、実施機関に報告することを規定した教養細則第20条第1項に基づき、実施機関の職員が作成した報告書である。

3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮詢実施機関は、本件不開示情報が条例第7条第4号の不開示情報に該当するとしているので、本件不開示情報が本号に該当するか、以下検討する。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、職場教養実施結果報告書の1月

から9月までの欄に、職場教養の対象人員が記載されていると認められる。

また、欄内的一部の特記事項には、全署員を対象として職場教養が実施されたことが分かる記載がされており、職場教養の対象人員が実働署員数であることが容易に判明すると認められる。

したがって、本件不開示情報を公にすることにより、西和警察署における事案対処能力や情報収集能力が明らかになるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、不開示情報の署員数及び長期休暇者の人数の開示を求めていないことから、各回の職場教養の対象人員が実働職員数であることは認識できない旨主張するが、欄内的一部の特記事項には、全署員を対象として職場教養が実施されたことが分かる記載がされており、職場教養の対象人員が実働署員数であることが容易に判明すると認められることから、この点に関する審査請求人の主張は当たらない。

4 結論

以上の事実及び理由により、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審査会の審査経過

	審査経過
令和 5年11月 9日	・ 質問実施機関から質問書及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 5年11月 28日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 7年 8月 19日 (第284回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7年10月 17日 (第285回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7年11月 7日 (第286回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7年12月 5日 (第287回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 7年12月 18日	・ 質問実施機関に対して答申を行った。

(参考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
青木 美紗 あおきみさ	奈良女子大学研究院生活環境科学系准教授 (食料・農業経済学)	
高谷 政史 たかやまさし	弁護士	会長代理
竹村 登茂子 たけむらともこ	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
鶴谷 将彦 つるやまさひこ	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
林晃大 はやしあきとも	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会長